



# 第三者加害事案の手続きの流れ

災害発生	被災職員の手続き	所属、任命権者の手続き
	加害者の確認 災害発生について所属へ報告 警察や保険会社への連絡 事故発生状況の確認	被災職員へ【資料1】により制度を説明
<b>医療機関受診</b> 	診断書受領 初診日、負傷部位の記載が必要です。 傷病名は、すべて記載してもらいましょう。  公務・通勤災害手続中である旨の申告	
<b>公務・通勤災害認定請求</b>	認定請求書等を所属へ提出 <b>第三者加害報告書、誓約書等、第三者加害事案に必要となる書類を所属へ提出</b>	【資料2】により提出書類の確認 所属長の証明、任命権者の意見を付して、基金支部へ提出  <b>事案の進捗や時効等の管理</b>
<b>療養開始</b>  <b>公務・通勤災害認定</b>	治療専念 治療に専念せず療養が長期化した場合など、補償できないことがあります。  公務・通勤災害認定の申告	被災職員へ【資料3】により制度を説明  療養状況の把握
<b>療養費請求</b>	<b>第三者から損害賠償を受ける前に基金が補償を行う場合</b>	
<b>報告</b>	療養補償請求書の提出 受診した病院、療養費の負担状況で、書類の提出先や様式が異なります。  速やかに提出しましょう。時効は2年です。 療養中に医療機関を変えた場合 転医届を提出しましょう。	提出書類の確認
<b>報告</b>	療養開始から1年半が経過したとき 療養の現状報告書を提出しましょう。 一定の障害が残ったとき 所属を経由して基金に報告しましょう。 治り報告書を所属へ提出  療養終了後、治療費総額の確定  示談書(案)の所属長への相談  第三者加害行為現状(結果)報告書、示談書の写しを所属へ提出	療養状況の把握  障害等級の確認  所属長が証明して基金支部へ提出  療養終了、治療費総額等を基金支部へ連絡  示談を締結する前に基金支部へ相談  第三者加害行為現状(結果)報告書、示談書の写しを基金支部へ提出